

法令の改正・通達等から

「個人ばく露測定」実施者の資格要件明確化

～有機則・粉じん則等が一部改正～

厚生労働省は、「個人サンプリング測定」及び「溶接ヒューム測定」の測定精度を担保するため、有機則等（有機則、鉛則、特化則、粉じん則）を一部改正しました。（令和6年3月18日公布、令和8年10月1日施行）

作業環境測定で第三管理区分とされた場所について、作業環境管理専門家の意見を聴き、環境改善が困難な場合は、「個人サンプリング測定」を実施し有効な呼吸用保護具を使用させること。また、金属溶接等作業職場では「溶接ヒューム測定」を行い、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられています。

本改正はこれらの測定実施者の要件を明確にし、測定精度を担保するため実施するものです。

「測定実施者の要件」：事業者は、個人サンプリング測定又は溶接ヒューム測定を行う際には、次に定める者に行わせなければならない。

ア、デザイン及びサンプリング：作業環境測定士であつて、所定の講習を修了した者等

イ、分析：試料採取及び分析に必要な機器・設備を保有する第一種作業環境測定士等

（詳細は厚労省HPに）

「危険物の規制に関する規則」が一部改正

～消防庁「囲い」以外の危険物流出防止措置を明確化～

総務省消防庁は「危険物の規制に関する規則」を一部改正しました。（令和6年5月31日公布・施行）

危険物の規制に関する規則第9条において、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、次の何れかの措置を講じることとされています。

① その直下の地盤面の周囲に、高さ0.15m以上の囲いを設ける措置

② 危険物の流出防止に①と同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置

これまで、②の措置は定められていなかったが、今回これを明確に規定したものです。

《改正内容》①の「囲い」のほか次の2つ措置が流出防止措置として新たに規定されました。

(1) 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備の流出防止措置として、①の「囲い」のほか、

① 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、流出防止に有効な溝等を設ける措置

② 危険物を取り扱う設備の架台等に、流出防止に有効な囲い等を設ける措置

(2) ポンプ設備の危険物の流出防止措置

屋外貯蔵タンクのポンプ設備にも(1)と同様の措置が定められました。（詳細は消防庁HPに）